

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和2年9月28日

茨城県知事 大井川 和彦

第1 地方公務員法第58条の2第1項の規定による茨城県の人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	H31.4.1～R2.3.31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	202	120	5	194	516
教育職員	0	975	1	350	1,325
警察職員	209	1	0	32	242
合 計	411	1,096	6	576	2,083

- ※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。
- ※2 教育職員とは、教員をいいます。
- ※3 警察職員とは、警察官をいいます。
- ※4 人事交流等による者を除きます。

イ 退職者数の状況

区 分	H31.4.1～R2.3.31退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	196	47	114	143	500
教育職員	708	139	232	157	1,236
警察職員	83	9	60	60	212
合 計	987	195	406	360	1,948

- ※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。
- ※2 教育職員とは、教員をいいます。
- ※3 警察職員とは、警察官をいいます。
- ※4 人事交流等による者を除きます。
- ※5 「その他」の欄の数は、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

(2) 職員数の状況

ア 職員数の状況

区 分	職員数 (人)		
	H31. 4. 1	R2. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6,639	6,664(5)	25(皆増)
教育部門	22,026	22,128(23)	102(皆増)
警察部門	5,371	5,413(0)	42(-)
合 計	34,036	34,205(28)	169(皆増)

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 () 内の数字は、会計年度任用職員(フルタイム)の職員数(外数)です。

2 人事評価の状況（令和元年度）

区 分	概 要
一般部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。 (1) 基準日 10月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [課長級以上] (1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [非管理職等] (1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
教育部門	<p>[一般職員] 一般部門に同じ。</p> <p>[教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力面の評価 評価に当たっての着眼点及びその主な具体例により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
警察部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。 (1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 (1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで</p>

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	茨 城 県		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	329,168 円	415,322 円	42.7 歳 月
技 能 労 務 職	322,133	369,380	55.5
小・中学校教育職	355,837	407,995	43.1
高等学校教育職	375,082	435,126	44.6
警 察 職	322,670	440,528	37.5

※1 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当を除く。）の合計額をいいます。

※2 一般行政職とは、警察職・小中学校教員職・高等学校教育職及び技能労務職など以外の職員をいいます。

※3 技能労務職とは、現業職給料表適用者をいいます。

※4 小中学校教育職とは、教育職給料表（三）の適用者をいいます。

※5 高等学校教育職とは、教育職給料表（二）の適用者をいいます。

※6 警察職とは、公安職給料表適用者をいいます。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	学 歴	金 額 (円)
一 般 行 政 職	大学卒	188,700
	高校卒	154,900
技 能 労 務 職	高校卒	152,700
	中学卒	143,800
小・中学校教育職	大学卒	210,800
	短大卒	188,600
高等学校教育職	大学卒	210,800
	短大卒	185,700
警 察 職	大学卒	219,600
	高校卒	183,700

(3) 経験年数別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	全学歴	254,459 円	304,510 円	354,639 円
技 能 労 務 職	全学歴	-	-	-
小・中学校教育職	全学歴	310,585	355,895	387,896
高等学校教育職	全学歴	321,495	362,491	404,027
警 察 職	全学歴	283,874	336,941	376,022

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(4) 職員手当の状況（主なもの）（令和2年4月1日現在）

区分	概要					
期末手当 勤勉手当 (R2年度)	期末手当		勤勉手当			
	6月期	1.30月分 (0.725月分)	0.95月分	(0.450月分)		
	12月期	1.30月分 (0.725月分)	0.95月分	(0.450月分)		
	計	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分	(0.9月分)		
() 内は再任用職員に係る支給割合						
退職手当 (R2年度)	(支給率)	自己都合	勸奨・定年			
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分			
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分			
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分			
	最高限度額	47.709月分	47.709月分			
(調整額)						
職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から5年分(60月分)の調整月額(21,700円～78,750円)を合計した額により算出する。						
【その他経過措置】						
定年前早期退職特例措置(45～59歳対象 2%～45%加算)						
地域手当 (R2年4月 1日現在)	支給対象地域	東京都 特別区	さいたま市 千葉市	県内全域	医師, 歯科医師 (全域)	
	支給率	20 %	15 %	6 %	16 %	
特殊勤務手当 (H31年度)	手当の名称		支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
	代表的な 手当の 名称	支給額 の多い 手当	1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員	学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童, 生徒の保護又は緊急の防災, 復旧の業務等	日額2,250円～8,000円
			2 警察業務手当	警察本部, 警察署に勤務する職員	警察職員が行う地域警察, 犯罪の予防若しくは捜査, 警備, 交通事故処理等の業務等	日額250円～5,500円
			3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導, 助言に当たる教務主任等の業務	日額200円
			4 夜間特殊業務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	深夜に正規の勤務として行う地域警察, 犯罪の予防若しくは捜査, 警備, 交通事故処理等の業務等	勤務1回410円～1,100円
			5 県税業務手当	税務課, 県税事務所に勤務する職員	県税に関する業務等	日額320円～740円
	多くの 職員に 支給 されて いる 手当		1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員	学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童, 生徒の保護又は緊急の防災, 復旧の業務等	日額2,250円～8,000円
			2 警察業務手当	警察本部, 警察署に勤務する職員	警察職員が行う地域警察, 犯罪の予防若しくは捜査, 警備, 交通事故処理等の業務等	日額250円～5,500円
			3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導, 助言に当たる教務主任等の業務	日額200円
			4 夜間特殊業務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	深夜に正規の勤務として行う地域警察, 犯罪の予防若しくは捜査, 警備, 交通事故処理等の業務等	勤務1回410円～1,100円
			5 解剖作業手当	医療大学付属病院, 警察本部, 警察署に勤務する職員	死体解剖の補助作業(医師以外の職員)	1体につき3,200円 ※1日5,500円限度
扶養手当 (R2年4月 1日現在)	・配偶者			6,500円 (行政職8級相当は3,500円)		
	・子	1人につき		10,000円		
	・配偶者・子以外の扶養親族	1人につき		6,500円 (行政職8級相当は3,500円)		
※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子					1人につき 5,000円加算	

住居手当 (R2年4月 1日現在)	・借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る。） 家賃の額に応じて28,000円限度に支給
通勤手当 (R2年4月 1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,100円～49,200円を支給 ・通勤距離等を勘案し，新幹線，特急，高速道路の利用が認められる場合，その利用に係る料金等の2分の1の額（20,000円(ETCを利用する場合25,000円)を限度）を加算
時間外勤務手当 (R2年4月1 日現在)	正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に，その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

※ 会計年度任用職員（フルタイム）は，扶養手当及び住居手当が支給されません。

(5) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

ア 給料・議員報酬等

区 分	給料・議員報酬の月額 (令和2年4月1日現在)	期末手当 (令和2年度支給割合)
知 事	円 1,340,000	6 月 期 1.700 月分 12 月 期 1.700 月分 計 3.40 月分
副知事	1,080,000	
議 長	1,010,000	
副議長	900,000	
議 員	850,000	

イ 退職手当

退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数× 0.56	36,019,200 円	任期毎
	副知事	給料月額×在職月数× 0.42	21,772,800 円	任期毎

※ 退職手当の「1期の手当額」は，4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき，1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間（令和2年4月1日現在）

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後零時から午後1時まで

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は，上記とは異なります。

(7) 休暇（令和2年4月1日現在）

（一般職員の場合）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限90日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 出産する場合 オ 配偶者が出産する場合 カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 キ 義務教育終了前の子、父母及び配偶者等を看護する場合 ク 生理のため勤務することが困難な場合 ケ 親族が死亡した場合 コ 結婚する場合 サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合 シ 成分献血を行う場合 ス 永年にわたって勤続した場合 セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合 タ 親族を介護する場合</p>

（会計年度任用職員（フルタイム）の場合）

年次休暇	1月継続勤務する職員に対して、その勤務翌月から1月に付き1日、6月以上継続勤務した場合は、勤続年数に応じ1年につき10日～20日（全勤務日の8割以上を出勤した者に限る。）
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限10日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 オ 生理のため勤務することが困難な場合 カ 親族が死亡した場合 キ 結婚する場合 ク 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合</p>

4 職員の休業及びサービスの状況

(1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（令和元年度の新規承認者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	130	28	35	26	15	4	22
教育部門	426	15	72	94	91	71	83
警察部門	39	3	7	12	3	2	12
合 計	595	46 (7.7%)	114 (19.2%)	132 (22.2%)	109 (18.3%)	77 (12.9%)	117 (19.7%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、育児休業取得者数に占める割合を表しています。

(2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（令和元年度の新規承認者）

区 分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	1	0	1	0
教育部門	2	1	1	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（令和元年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	2	1	1	0
教育部門	4	0	4	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	6	1 (16.7%)	5 (83.3%)	0 (0%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（令和元年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	1	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 （ ）内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（令和元年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳（人）					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	0	0	0	0	0	0	0
教育部門	22	9	1	8	0	0	4
警察部門	0	0	0	0	0	0	0
合 計	22	9 (40.9%)	1 (4.5%)	8 (36.4%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (18.2%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和元年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門	/	1	/	0	1
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	1	/	0	1
②心身の故障の場合 (職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合)	一般部門	/	0	199	0	199
	教育部門	/	0	359	0	359
	警察部門	/	0	89	0	89
	小 計	/	0	647	0	647
③職に必要な適格性を欠く場合 (素質、能力、性格等に基 因してその職務の円滑な遂 行に支障がある場合)	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
④職制、定数の改廃、予算 の減少により廃職、過員を 生じた場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
⑤刑事事件に関し起訴され た場合	一般部門	/	/	1	/	1
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	1	/	1
⑥条例で定める事由による場 合 (大学等において職務の遂行 に関連がある上位の資格取得 や調査、研究に従事する場合 又は災害により生死不明又は 所在不明となった場合)	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
合 計	一般部門	0	1	200	0	201
	教育部門	0	0	359	0	359
	警察部門	0	0	89	0	89
	小 計	0	1	648	0	649

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

(2) 懲戒処分者数（令和元年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
②一般服務違反関係 （職務命令違反，守秘義務違反の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	2	6	2	2	12
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	2	6	2	2	12
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	0	1	0	0	1
	教育部門	0	0	0	1	1
	警察部門	0	1	1	0	2
	小 計	0	2	1	1	4
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	1	1
	警察部門	1	0	0	1	2
	小 計	1	0	0	2	3
⑤道路交通法違反	一般部門	0	0	0	1	1
	教育部門	0	0	0	1	1
	警察部門	0	0	2	1	3
	小 計	0	0	2	3	5
⑥管理監督責任	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	3	11	0	0	14
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	3	11	0	0	14
合 計	一般部門	0	1	0	1	2
	教育部門	5	17	2	5	29
	警察部門	1	1	3	2	7
	小 計	6	19	5	8	38

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

6 再就職状況

区分	再就職者の氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
一般部門	市村 進	県南県民センター次長兼県民福祉課長	H31. 3. 31	R2. 1. 1	(一財)茨城県住宅管理センター	茨城県営住宅等の管理業務	つくばセンター副センター長
	石島 茂	総務部参事兼自転車競技事務所長	H31. 3. 31	R2. 4. 1	守谷商工会	商工業に関する調査研究等	事務局長
	荒井 正徳	福祉相談センター長	H31. 3. 31	R2. 4. 1	茨城県医師国民健康保険組合	組合員等の被保険者の国民健康保険の実施	事務長
	大越 勝男	管財課副参事	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一社)茨城県科学技術振興財団	県内の科学技術の振興	つくばサイエンス・アカデミー課長
	梶山 伸介	総務部理事兼県北県民センター長	R2. 3. 31	R2. 5. 15	茨城県信用保証協会	金融業	専務理事
	岡村 弘志	総務部理事兼鹿行県民センター長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	鹿島埠頭(株)	曳通船業、倉庫業、公共港湾施設管理事業等の港湾サービス事業	代表取締役社長
	山本 清文	県西県民センター長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(公財)いばらき文化振興財団	文化芸術に関する普及、機会の提供等	専務理事兼事務局長
	橋本 好美	総務部参事兼行方県税事務所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一財)茨城県環境保全事業団	産業廃棄物の処理に関する事業等	常務理事
	関 武志	政策企画部県北振興局長	R2. 3. 31	R2. 6. 1	茨城県中小企業団体中央会	中小企業連携組織の支援	専務理事
	横山 伸一	県民生活環境部次長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一財)茨城県環境保全事業団	産業廃棄物の処理に関する事業等	理事長
	服部 隆全	防災・危機管理部長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	日本赤十字社茨城県支部	医療業	事務局長
	長岡 敦	消防学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会	医療機関・社会福祉施設等の管理運営	参事
	國松 永稔	保健福祉部次長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(社福)開耀会	社会福祉事業	事務局長
	村田 裕二	福祉指導課人権施策推進室長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	茨城県肢体不自由児協会	社会福祉事業	事務局長
	土井 幹雄	水戸保健所長	R2. 3. 31	R2. 4. 2	水戸市保健所	医療法に基づく立入検査、医療関係申請・届出受付等	所長
	武藤 章代	水戸保健所地域保健調整監兼保健指導課長	R2. 3. 31	R2. 4. 20	水戸市保健所	医療法に基づく立入検査、医療関係申請・届出受付等	医事業室主幹(任期付職員)
	高橋 光義	医療大学事務局長	R2. 3. 31	R2. 6. 1	(公社)茨城県危険物安全協会連合会	危険物取扱者養成のための各種講習会の開催等	専務理事
	川崎 敦	県北食肉衛生検査所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(公社)茨城県獣医師会	動物愛護に関する公益事業の実施	専務理事兼事務局長
	飯田 明広	動物指導センター長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	県北食肉衛生検査所	と畜検査業務	会計年度任用職員
	照井 康郎	保健福祉部参事兼福祉相談センター長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(社福)茨城県視覚障害者協会	社会福祉事業	事務局長兼県立視覚障害者福祉センター長兼県立点字図書館長
	阿部 勇司	営業戦略部次長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(公財)茨城県中小企業振興公社	中小企業の経営基盤の強化等の支援	常務理事
	阿部 勇司	営業戦略部次長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一財)いばらき中小企業グローバル推進機構	中小企業の輸出等の海外展開チャレンジへの支援	常務理事
	大島 正明	産業戦略部参事兼立地推進局土地販売推進課長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一財)行政書士試験研究センター	行政書士試験の試験事務の実施等	試験課長
	佐藤 信聡	農林水産部次長兼林政課長	R2. 3. 31	R2. 6. 1	茨城県森林組合連合会	県内森林組合の相互の連絡、調整等	代表理事兼専務
	石浜 均	県西農林事務所長	R2. 3. 31	R2. 7. 7	茨城県農業信用基金協会	信用保証業務	専務理事
	塚本心一郎	農業総合センター生物工学研所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター	農業・食品分野での科学技術イノベーションの創出	農業技術コミュニケーター
	大野谷祐二	土木部技監(総括)	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一財)茨城県建設技術公社	地方公共団体の技術職員の技術力向上支援や公共工事発注支援等	理事長
	松橋 秀広	土木部技監兼常陸大宮土木事務所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	いであ(株)	建設に係る企画、調査、計画等の業務およびコンサルタント業務	技師長
	猿田 文彦	土浦土木事務所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一財)茨城県建設技術公社	地方公共団体の技術職員の技術力向上支援や公共工事発注支援等	常務理事
	荒川 真人	鉾田工事事務所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(公財)茨城県企業公社	浄水場の運転管理及び保守点検業務等	業務課施設管理監

	長山 正実	鹿島下水道事務所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)ウオーターエージェンシー	下水道施設維持管理	理事
	今宮 泉	流域下水道事務所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一社)茨城県造園建設業協会	土木建設業	専務理事
	西野 浩二	国体・障害者スポーツ大会局次長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)常陽銀行	金融業	嘱託参事役
	池畑 直美	会計管理者	R2. 3. 31	R2. 7. 1	(公財)茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	専務理事
	和田 春力	会計事務局参事兼会計管理課長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一社)茨城県観光物産協会	観光地の紹介宣伝及び国内観光客の誘致ほか	常務理事兼事務局長
	富田 亮二	議会事務局長	R2. 3. 31	R2. 7. 22	茨城県国民健康保険団体連合会	国民健康保険法に基づく診療報酬の審査支払業務等	常務理事
	小室 昌彦	人事委員会事務局長	R2. 3. 31	R2. 5. 29	(公財)いばらき文化振興財団	文化芸術に関する普及、機会の提供等	理事長
	坂井 和美	労働委員会事務局長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(公財)茨城県中小企業振興公社	中小企業の経営基盤の強化等の支援	専務理事
	坂井 和美	労働委員会事務局長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一財)いばらき中小企業グローバル推進機構	中小企業の輸出等の海外展開チャレンジへの支援	専務理事
	二川 浩	企業局次長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	東京ガス(株)	ガス事業	茨城事業部顧問
	大高 誠	企業局参事兼総務課長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)ひたちなかテクノセンター	地域産業の振興等	総務・研修部長
	尾崎 浩志	県下水道事務所長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)K S K	コンサルタント業	顧問
	土井 永史	こころの医療センター付	R2. 3. 31	R2. 4. 1	こころの医療センター	医療業	会計年度任用職員
教育部門	藤田 昌人	総務企画部長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(公財)茨城県教育財団	中央青年の家の管理・運営	所長
	市川 浩之	参事兼管理部長兼管理課長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(公財)茨城県教育財団	歴史館管理部の総括	副館長兼管理部長
	澤畑 保男	勝田高等学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	医療法人弘仁会志村病院	医療	人事労務部長・事務長代理
	大木 直人	坂東総合高等学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	学校法人ものづくり大学	技能工芸に関する教育及び研究	参与(学務部入試課学生募集担当)
	羽成 邦男	竜ヶ崎第一高等学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 2	日本ウェルネススポーツ大学	教育関係業務	大学職員
	宇佐美 浩	水戸工業高等学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	日本大学工学部	教職課程履修学生への講義等	特任教授
	古谷 英雄	水海道第二高等学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	筑波学院大学	教育関係業務	教授(任期付)
	飯山 克則	藤代高等学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 4	学校法人清真学園中学校・高等学校	校長の補佐及び校務の整理	副校長
	中島 博司	並木中等教育学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	一般社団法人アクティブ・ラーニング協会	アクティブ・ラーニングの普及	代表理事
	池田 光明	鹿島高等学校長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	流通経済大学	入学志願者等の確保	入試センター参与
警察部門	黒澤 勝則	人身安全対策統括官	R2. 3. 31	R2. 4. 1	東日本電信電話(株)	電気通信事業	茨城支店渉外担当調査役
	岡崎 孝平	生活安全部参事官兼生活安全総務課長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一社)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	事務局長
	関根 義倫	交通部参事官兼交通総務課長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	損害保険料率算出機構	自賠責保険金、共済金請求事案に係る損害調査業務	関越本部長付調査役
	小松崎 邦二	交通部参事官兼運転免許センター長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	茨城支店副支店長
	堀口 慶二	県民安心センター長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(公財)交通事故総合分析センター	交通事故に関する総合的・科学的な調査研究	つくば交通事故調査事務所長
	住谷 真	高速道路交通警察隊長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)常陽銀行	金融業	参事役
	山崎 浩一	笠間警察署長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)ケーブホールディングス	小売業	シニア社員
	益子 茂周	那珂警察署長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	日本原子力発電(株)	原子力発電所の建設等	警備長
	小野 和美	太田警察署長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一社)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	茨城県自動車学校長
	茂木 一彦	神栖警察署長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	セコム(株)	警備業	茨城統轄支社顧問
	横田 昌美	つくば北警察署長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)カスミ	小売業	顧問

山田 鉄二	情報管理課理事官	R2. 3. 31	R2. 4. 1	ウエルシア薬局 (株)	小売業	防犯担当課長
大曾根 秀男	少年課管理官	R2. 3. 31	R2. 4. 1	三井住友海上火災保険 (株)	損害保険業	損害サポート顧問
菊池 孝	地域課航空隊長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)那珂安全自動車学校	自動車運転免許教習業務	管理者
佐藤 雄一	交通指導課理事官	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(株)山新	小売業	顧問
須藤 智光	警察学校副校長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	日新火災海上保険 (株)	損害保険業	水戸サービス支店顧問
藤田 英雄	取手警察署副署長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一社)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	茨城県自動車学校校長
藺部 弘子	情報管理課長	R2. 3. 31	R2. 4. 1	茨城県警察本部	地方公務	会計年度任用職員
細田 健司	教養課首席師範	R2. 3. 31	R2. 4. 1	茨城県警察本部	地方公務	会計年度任用職員
根本 俊一	交通規制課管理官	R2. 3. 31	R2. 4. 1	(一社)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	業務課長

※1 再就職者とは、職員の退職管理に関する条例（平成28年茨城県条例第6号）第3条に基づく届出をR1. 8. 1～R2. 7. 31に行った者をいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

7 職員の研修の状況（令和元年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区 分	概 要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等9課程を実施し、特別研修は、政策立案のための情報活用力向上講座、公開セミナー等26講座を実施した。	2,499人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修27講座、専門研修65講座、特別研修として長期研修（内地留学）・スキルアップ研修を実施した。	31,270人
警察職員	警察学校において、各級警察職員の資質、能力の向上のため、採用時、昇任時に教養を実施し、また実務能力の強化を目的として専門的な知識と技能を修得させるための各種教養を実施している。 ※ 昇任時教養については、警察大学校及び関東管区警察学校を含む。	1,752人

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利（令和元年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は受診者数	事業主体	
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	165人	県	
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	47人	県	
		ライフプラン相談の実施	241人	県	
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年1回開催)	21人	県・共	
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,452人	県	
		特定年齢(45歳)心とからだの健康診断	162人	県	
		胸部精密検査	0人	県	
		要指導者・要観察者健康診断	0人	県	
		特殊業務従事者健康診断	146人	県	
		VDT作業従事者健康診断	5,154人	県	
		人間ドック検診	2,377人	県・共	
		婦人科検診(乳がん)	120人	県	
		婦人科検診(子宮がん)	133人	県	
		胃部検診	293人	県	
		大腸がん検診	332人	県	
		腹部超音波検診	301人	県	
		退職予定者検診	99人	県・共	
		健康相談・指導	1,156人	県	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	2,922人	県	
		メンタルヘルス研修会の開催(年1回)	199人	県	
	元気回復事業の実施	職員球技大会(教育部門含む)	—	県・共	
	福利厚生施設の整備・利用促進	職員住宅の管理	—	県	
		職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県	
		職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県	
		庁内保育所の管理・運営	—	共	
	教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	219人	県・共・互
		各種健康診断の実施	定期健康診断	3,336人	県
特定年齢健康診断			223人	県	
VDT作業従事者健康診断			704人	県	
B・C型肝炎検査			2人	県	
人間ドック健診			15,738人	県・共・互	
胃部検診			1,369人	県	
大腸がん検診			67人	県	
退職予定者健診			579人	県・共・互	
メンタルヘルスケアの実施		精神保健等相談	1,040人	県	
		メンタルヘルス講演会の開催	856人	県・共	
		教育庁職員等メンタルヘルス講習会の開催	74人	県	
		メンタルヘルスガイドブック等の配付	1,110人	県	
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,396人	県	
福利厚生施設の整備・利用促進		教職員住宅の管理	—	県	
ライフサイクルプラン確立の支援		ライフサイクルプラン研修会(35歳、45歳、55歳対象：7回)	377人	県・共・互	
		ライフサイクルプラン研修会(新婚者対象：3回)	148人	県・共・互	

警察部門	健康保持・増進の支援	食生活の教養講座	662人	県・共
		生活習慣改善等セミナー	720人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,526人	県・共
		人間ドック	1,906人	県・共
		脳ドック	65人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	1,421人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	302人	県
		胃がん検診	443人	県
	メンタルヘルスケアの実施	大腸がん検診	734人	県
		メンタルヘルス教養講座	349人	県・共
		部外カウンセリング	7人	県
	健康相談等	健康相談（産業医）	1,090人	県
		健康相談・保健栄養指導（保健師）	1,568人	県

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

（注）県が実施主体となっている各種事業について報告願います。

(2) 公務災害認定件数（令和元年度）

職種別認定件数及び災害発生率

区分	認定件数	発生率（件／千人）
一般部門	51	7.54
教育部門	72	2.91
警察部門	74	13.84
合計	197	5.34

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。

第2 地方公務員法第58条の2第2項の規定による茨城県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

ア 試験の実施状況

(ア) 大学卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 令和元年6月23日
第2次試験 令和元年7月17日～8月23日

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競 争 率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事 務 知事等	64	659	487	173	157	84	5.8
	警 察	6	68	48	18	14	8	6.0
	電 気	1	12	7	5	4	2	3.5
	機 械	2	16	12	7	7	3	4.0
	土 木	13	61	46	32	25	16	2.9
	建 築 知事等	4	15	11	10	7	6	1.8
	警 察	1	0	-	-	-	-	-
	化 学	1	20	12	5	5	2	6.0
	薬 剤 師	4	19	14	14	11	6	2.3
	管理栄養士	1	20	16	5	5	1	16.0
	農 業	9	50	36	24	23	11	3.3
	農 業 土 木	1	12	8	5	5	2	4.0
	畜 産	5	11	9	9	9	6	1.5
	林 業	2	11	8	7	7	3	2.7
水 産	3	12	9	7	7	3	3.0	
獣 医 師	4	8	4	4	3	3	1.3	
福 祉	9	33	30	20	19	10	3.0	
心 理	6	24	19	10	9	4	4.8	
計	136	1,051	776	355	317	170	4.6	

(イ) 高校卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 令和元年9月29日
第2次試験 令和元10月16日、23日～31日

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競 争 率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事 務 知事等	22	224	206	76	66	28	7.4
	警 察	5	50	41	22	21	9	4.6
	電 気	1	4	4	3	3	2	2.0
	土 木	1	7	5	3	3	3	1.7
	農 業	1	6	6	3	3	1	6.0
小 計	30	291	262	107	96	43	6.1	
小 職 中 学 校 員	事 務	23	146	134	72	66	28	4.8
合 計	53	437	396	179	162	71	5.6	

(7) 特別試験

- a 期 日 第1次試験 令和元年12月8日
第2次試験 令和元年12月25日

b 試験結果

実施方法	職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競 争 率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
採用試験	心 理	3	18	13	7	7	3	4.3

(8) 警察官採用試験 (A, B (第1回))

- a 期 日 第1次試験 令和元年5月12日
第2次試験 令和元年6月1日, 2日, 7月1日~4日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競 争 率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
男性A	97	377	299	227	179	110	2.7
女性A	13	128	103	90	64	27	3.8
計	110	505	402	317	243	137	2.9
男性B	23	137	106	69	65	28	3.8
女性B	3	35	19	18	15	4	4.8
計	26	172	125	87	80	32	3.9

(9) 警察官採用試験 (A, B (第2回))

- a 期 日 第1次試験 令和元年 9月22日
第2次試験 令和元年10月19日, 11月19日~22日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競 争 率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
男性A	40	230	109	47	42	24	4.5
女性A	5	65	26	15	12	1	26.0
計	45	295	135	62	54	25	5.4
男性B	80	357	247	154	134	66	3.7
女性B	10	127	75	51	45	10	7.5
計	90	484	322	205	179	76	4.2

(2) 選考
ア 採用選考

		人員 (人)	内 容
知事部局	部 長 級	1	土木 1
	課 長 級	3	事務 1, 医師 1, 原子力工学 1
	課 長 補 佐 級	8	事務 7, 医師 1
	係 長 級	7	事務 2, 林業 1, 福祉 2, 工芸技術 2
	主任・主事・技師級	33	事務 17, 化学 1, 福祉 2, 職業訓練指導員 2, 歯科衛生士 1, 獣医師 10
	小 計	52	
教育委員会	部 長 級	1	事務 1
	課 長 級	4	事務 4
	課 長 補 佐 級	23	事務 19, 文化財主事 4
	係 長 級	5	事務 4, 学芸員 1
	主任・主事・技師級	1	司書 1
	小 計	34	
警察本部	警 視	7	
	警 部	14	
	警 部 補	8	
	巡 査 部 長	3	
	係 長	2	電気 1, 犯罪鑑識員 1
	主任・主事・技師級	1	建築士 1
	小 計	35	
病院局	課 長 級	1	医師 1
	課 長 補 佐 級	1	看護師 1
	係 長 級	5	医師 5
	主任・主事・技師級	1	医療事務 1
		小 計	8
	合 計	129	

(注)・上記の人員は合格者数である。

・任命権者に選考の実施を委託したものは除く。

イ 障害者を対象とした採用選考

(ア) 期 日 令和元年 10 月 27 日, 11 月 17 日 (第 1 回)

令和 2 年 1 月 20 日, 2 月 3 日 (第 2 回)

(イ) 選考結果

	職 種	採用予定 人 員 (人)	応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (B) (人)	競争率 (A) / (B) (倍)
第 1 回	事務 (知事等)	9	53	45	3	15
	事務 (警察)	2	5	5	1	5
	小中学校事務	2	5	3	1	3
	小計	13	63	53	5	10.6

第2回	事務（知事等）	7	30	26	3	8.7
小計		7	30	26	3	8.7
計		20	93	79	8	9.9

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和元年10月18日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与等について報告し、併せて、給与の改定について勧告した。その要旨は、次のとおりである。

(1) 平成31年4月の公民較差等

- ・ 民間給与との比較

ア 月例給

民間	職員	較差
381,210円	380,817円	393円 (0.10%)

イ ボーナス（支給月数）

民間	職員	差
4.51月	4.45月	0.06月

(2) 給与勧告及び報告の内容

ア 職員の給与

(イ) 公民較差等に基づく給与改定

a 給料表

- ・ 行政職給料表：初任給及び若年層の水準を引上げ（平均改定率0.1%）
- ・ その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に水準を引上げ

b ボーナス

- ・ ボーナスの支給月数の引上げ（4.45月→4.50月：0.05月分）
- ・ 引上げ分は国に準じて勤勉手当に配分

(ロ) 住居手当の改定

人事院勧告に準じて、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げる（12,000円→16,000円）とともに、手当額の上限を引上げ（27,000円→28,000円）

(ハ) 任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与

a 給料表等

給料表、初任給、昇給、昇格等について、任期の定めのない常勤職員の基準を適用

b 単身赴任手当

任期付短時間勤務職員に単身赴任手当を支給

(ニ) 給料の調整額及び特殊勤務手当の見直し

国の状況及び他の都道府県の動向等を踏まえ、勤務環境の変化等を考慮し、早急に見直す必要がある。

(ホ) その他

交通用具使用者に係る通勤手当については、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、見直しの検討を進める必要がある。

イ 公務の運営

(ア) 人材の確保及び育成

a 人材の確保

任命権者と連携しながら、大学等における説明会やSNS等を活用し、県の仕事の魅力ややりがい、男女共に働きやすい職場環境づくりの取組などの広報に、引き続き取り組む必要がある。

平成29年度から本格的に実施した社会人採用選考について、引き続き取り組む必要がある。

障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、その取組を推進するとともに、障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

b 人材の育成

任命権者においては、組織の活力を最大限に高めるため、職員の資質向上と意識改革につながるよう引き続き人材の育成に取り組む必要がある。

女性職員がその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援や積極的な登用に引き続き取り組む必要がある。

c 能力・実績に基づく人事管理の推進

公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度とするには、職員の能力や実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

(イ) 勤務環境の整備

a 勤務時間等に関する取組

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持等の観点から重要な課題であり、これまでの取組を継続するとともに、各職場のマネジメント強化など、時間外勤務の縮減を推進していく必要がある。

心の健康づくりについては、ストレスチェック制度の効果的な活用により、職場環境の課題を把握し改善措置を講ずるとともに、引き続き相談しやすい職場環境づくりなどに努めていく必要がある。

b ハラスメント防止対策

国においては、パワーハラスメントについて新たな防止対策を講ずるとしている。本県においては、国や民間労働法制の動向を注視していくことが必要である。

(ウ) 定年の引上げ

国の動向を注視しながら、定年引上げに関して人事管理や給与制度全般にわたり課題を整理し、対応していく必要がある。

(エ) 会計年度任用職員制度の導入

令和2年4月の改正法の施行に向け、制度が円滑に導入されるよう、引き続き所要の準備を進める必要がある。

(オ) 公務員倫理の徹底

一部の職員による法令遵守意識に欠ける事案が見られ、県民からの信頼の低下が懸念されることから、誠実かつ公正に職務を執行するよう、改めて公務員倫理の徹底と意識向上を図る必要がある。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和元年は、係属案件無し。

4 職員に対する不利益処分についての審査請求の状況

(1) 懲戒免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 平成 30 年 4 月 19 日
- イ 審査請求人 元小学校教諭A
- ウ 処分の内容 懲戒免職処分を受けた。
- エ 処理状況 令和元年 7 月 23 日 処分承認

(2) 懲戒免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 平成 30 年 9 月 12 日
- イ 審査請求人 元小学校主任B
- ウ 処分の内容 懲戒免職処分を受けた。
- エ 処理状況 平成 30 年 9 月 19 日 受理

(3) 分限降任処分取消請求事件

- ア 申立年月日 令和元年 6 月 25 日
- イ 審査請求人 知事部局主任C
- ウ 処分の内容 分限降任処分を受けた。
- エ 処理状況 令和 2 年 3 月 17 日 処分承認

(4) 懲戒停職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 令和元年 10 月 16 日
- イ 審査請求人 中学校教諭D
- ウ 処分の内容 懲戒停職処分を受けた。
- エ 処理状況 令和元年 11 月 26 日 受理